

横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱

制 定 平成 23 年 12 月 15 日

最終改正 令和 8 年 3 月 25 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。)第 141 条の 4 第 1 項に規定する特定建築物以外の建築物(以下「特定外建築物」という。)の建築をしようとする者(以下「特定外建築主」という。)が、特定外建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画(以下「特定外建築物環境配慮計画」という。)を作成し、市長に届け出ることに関して必要な事項を定め、特定外建築主の総合的な環境配慮の取組を促すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、条例、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号。以下「規則」という。)及び条例 141 条の 3 第 1 項の建築物環境配慮指針(平成 17 年 3 月横浜市告示第 85 号。以下「指針」という。)で使用する用語の例による。

(特定外建築物環境配慮計画の作成等)

第 3 条 特定外建築主は、当該特定外建築物の建築行為に着手する前までに、次の各号に掲げる事項を記載した特定外建築物環境配慮計画届出書(第 1 号様式)を作成し、市長に届け出ることができる。

- (1) 特定外建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定外建築物の名称及び所在地
- (3) 特定外建築物の概要
- (4) 特定外建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項

(特定外建築物環境配慮計画の変更の届出)

第 4 条 特定外建築物環境配慮計画届出書を届け出た者は、前条に掲げる事項を変更しようとするときは変更後速やかに、特定外建築物環境配慮計画変更届出書(第 2 号様式)を市長に届け出なければならない。

(建築の中止の届出等)

第 5 条 特定外建築物環境配慮計画届出書を届け出た者は、当該特定外建築物の建築(前条の規定による届出に係る変更後の建築を含む。)を中止したとき又は届け出た特定外建築物環境配慮計画届出書を取り下げるときは、建築を中止した日以後速やかに、特定外建築物中止(取下)届(第 3 号様式)を市長に届け出なければならない。

(特定外建築物環境配慮計画に係る工事完了の届出)

第6条 特定外建築物環境配慮計画届出書を届け出た者は、当該特定外建築物の建築に係る工事が完了したときは、工事が完了した日から15日以内に、特定外建築物工事完了届出書(第4号様式)を市長に届け出なければならない。

(建築物環境性能表示の表示等)

第7条 特定外建築物環境配慮計画届出書を届け出た者のうち、特定外建築物の用途に供する部分の全部又は一部を販売又は賃貸を目的として建築する建築物(以下「販売等建築物」という。)の建築をしようとする者(以下「販売等建築主」という。)は、当該販売等建築物の販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示することができる。

2 販売等建築主は、他人に販売等建築物の販売若しくは賃貸又はそれらの媒介又は代理の委託を行った場合において、当該販売若しくは賃貸又はそれらの媒介又は代理の委託を受けた者(以下「販売等受託者」という。)が販売等建築物の用途に供する部分の販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させることができる。

3 前項の場合において、販売等受託者は、同項の規定による表示に協力しなければならない。

(販売等建築主による建築物環境性能表示の表示の届出)

第8条 販売等建築主は、表示基準に基づき建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせたときは、最初に表示した日又は表示させた日から15日以内に、特定外建築物環境性能表示(変更)届出書(第5号様式)を市長に届け出なければならない。建築物環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、当該変更後の建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示させたときも同様とする。

(販売等建築主等による環境性能の説明)

第9条 販売等建築主及び販売等受託者は、販売等建築物の用途に供する部分の販売又は賃貸をしようとするときは、当該販売等建築物の用途に供する部分の購入又は賃借をしようとする者に対し、当該販売等建築物に係る環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

(特定外建築主に対する指導又は助言)

第10条 市長は、第3条又は第4条の規定による届出があったときは、指針の趣旨を勘案し、当該届出を行った者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、特定外建築主が第4条若しくは第6条若しくは第8条の規定による届出(以下

本項において「届出等」という)を行わず、又は第3条の規定による届出若しくは届出等に虚偽があったときは、その者に対し、届出等をし、又は届出若しくは届出等の内容を是正すべきことを指導することができる。

(特定外建築物環境配慮計画の公表等)

第11条 市長は、特定外建築物環境配慮計画の届出があったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる事項については、特定外建築主及び設計者との協議により、公表しないことができる。

- (1) 特定外建築物の名称及び所在地
- (2) 特定外建築主の氏名（法人にあっては名称）
- (3) 設計者の氏名（法人にあっては名称）
- (4) 特定外建築物の概要
- (5) 特定外建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、第4条の規定による届出があったときは、条例第141条の5第2項に準じて、当該届出に係る変更後の特定外建築物環境配慮計画の概要を公表するものとする。
- 3 市長は、第5条の規定による届出があったときは、規則第88条の6に準じて、その内容を公表するものとする。
- 4 市長は、第6条の規定による届出があったときは、規則第88条の7に準じて、その内容を公表するものとする。

(電子情報処理組織による届出)

第12条 第4条から第6条まで及び第8条に規定する届出については、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については、第4条から第6条まで及び第8条に規定する方法により行われたものとみなして、本要綱の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出は、当該届出を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。